

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	シンスリ道路建設計画（第三工区）（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	シンスリ道路建設計画（第三工区）（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	50,000千円 H23.3.31まで	H21.2.12 カトマンズで (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省次官	H21.2.27 94号
ネパール	食糧援助に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	650,000千円 H22.2.28まで	H21.2.25 カトマンズで (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省次官	H21.3.10 120号
ネパール	シンスリ道路建設計画（第三工区）のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	シンスリ道路建設計画（第三工区）を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,333,000千円 H26.12.31まで	H21.6.23 カトマンズで (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省次官	H21.7.6 364号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。